



こうつうあんぜんテスト
(1・2ねんせいよう)



令和2年5月号

ただししいものには○を、まちがっているものには×をかいてください。

- ① ほどうも しろいろのせんもない どうろを あるくときはどうろの ひだりはしを あるく。



- ② ほこうしゃようしんごうの あおしんごうが てんめつしているときは どうろを わたりはじめてはいけない。

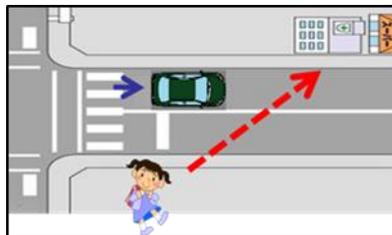


あまいろのてんめつ

- ③ どうろに とまっている くるまとくるまのあいだから どうろを わたってはいけない。



- ④ もくてきちまで はやくいくために どうろを ななめにわたってもよい。



- ⑤ ただしい じてんしゃの いすのたかさは じてんしゃに またがった ときに りょうほうのあしさが じめんにつくたかさである。



<交通安全テスト>

令和2年5月号

解答・解説 (1・2年生用)

- ① ほとんど しろいろのせんもない どうろを あるくときは どうろの ひだりはしを あるく。【×】

A：歩行者は、歩道も路側帯もない道路では、道路の右側端を歩きましょう。

- 道路交通法第10条第1項（通行区分（抜粋））

歩行者は、歩道又は歩行者の通行に十分な幅員を有する路側帯と車道の区別のない道路においては、道路の右側端に寄って通行しなければならない。ただし、道路の右側端を通行することが危険であるときその他やむを得ないときは、道路の左側端に寄って通行することができる。

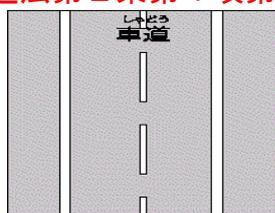
- 交通の方法に関する教則 第2章第2節（歩行者の通るところ（抜粋））

3 歩道も幅の十分な路側帯もない道路では、歩行者は道路の右端を通らなければなりません。しかし、右端を通ると横断を繰り返すことになってかえって危険な場合などは左端を通ることができます。

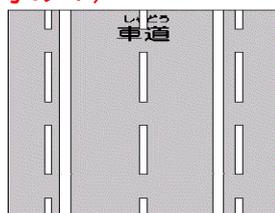
<指導のポイント>

歩行者は歩道又は路側帯を通行しましょう。

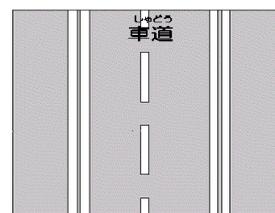
- 歩道～歩行者の通行の用に供するため縁石線又はさくその他これに類する工作物によって区画された道路の部分をいう。（道路交通法第2条第1項第2号）
- 路側帯～歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものをいう。（道路交通法第2条第1項第3号の4）



路側帯（白い1本線）



駐停車禁止路側帯
（白い1本線と破線）



歩行者用路側帯
（白い2本線）

※ 歩道も路側帯もない道路では、歩行者は道路の右側端を通りましょう。ただし、道路工事をしている等、右側端を通行することが危険である場合は道路の左側端に寄って通行することができます。

- ② ほこうしゃようしんごうの あおしんごうが てんめつしているときは どうろを わたりはじめてはいけない。【○】

A：青信号の点滅では、歩行者は道路の横断を始めてはいけません。

- 道路交通法第7条（信号機の信号等に従う義務（抜粋））

道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。

- 道路交通法施行令第2条（信号の意味等（抜粋））

赤・・・歩行者は、道路を横断してはならないこと。

青・・・歩行者は、進行することができること。

黄（青の点滅）・・・歩行者は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している歩行者は、すみやかに、その横断を終わるか又は横断をやめて引き返さなければならないこと。

- 交通の方法に関する教則 第2章第3節2（信号機のある場所で横断しようとする

とき（抜粋））

- (3) 歩行者用の信号の青の点滅は、黄信号と同じ意味です。青の点滅になったら横断を始めてはいけません。

<指導のポイント>

赤・・・止まれ。

車が来ていなくても絶対に渡ってはいけません。

青・・・渡ることができる。

曲がってくる車があるので、すぐに渡らず、渡る前に右左の安全確認をしてから渡りましょう。

黄（青の点滅）・・・渡り始めない。もうすぐ赤に変わる注意の色です。渡り始めず、次の青まで待ちましょう。

※ 横断歩道の半分以上まで渡っていたら、渡りきりましょう。横断歩道の半分以下であれば、引き返し戻りましょう。

③ どうろに とまっている くるまとくるまのあいだから どうろを わたってはいけない。【○】

A：車と車の間から道路を横断してはいけない。

● 道路交通法第13条第1項（横断の禁止の場所）

歩行者は、車両等の直前又は直後で道路を横断してはならない。ただし、横断歩道によって道路を横断するとき、又は信号機の表示する信号若しくは警察官等の手信号等に従って道路を横断するときは、この限りでない。

<指導のポイント>

止まっている車と車の間や、車の前後から道路を横断すると、その車の陰に隠れてしまうので、車道を走行してくるドライバーからの発見が遅れ、交通事故に遭う可能性が非常に高いので絶対にやめましょう。

道路を横断するときは、横断歩道を渡りましょう。

また、信号機のある交差点を渡るときは信号を守って渡りましょう。

④ もくてきちまで はやくいくために どうろを ななめにわたってもよい。【×】

A：道路を斜めに横断してはいけない。

● 道路交通法第12条（横断の方法）

第1項 歩行者は、道路を横断しようとするときは、横断歩道がある場所の附近においては、その横断歩道によって道路を横断しなければならない。

第2項 歩行者は、交差点において道路標識等により斜めに道路を横断することができることとされている場合を除き、斜めに道路を横断してはならない。

● 交通の方法に関する教則 第2章第3節1（横断の場所（抜粋））

横断歩道や信号機のある交差点が近くにあるところでは、その横断歩道や交差点で横断しなければなりません。また、横断歩道橋や横断用地下道が近くにあるところでは、できるだけその施設を利用しましょう。

● 交通の方法に関する教則 第2章第3節2（信号機のある場所で横断しようとするとき（抜粋））

(5) 道路を斜めに横断してはいけません。しかし、交差点で車に対する信号を全部赤にして車を止め、歩行者の自由な通行が認められているところ（スクランブル交差点）では、歩行者用の信号に従って斜め横断も出来ます。

● 交通の方法に関する教則 第2章第3節3（信号機のない場所で横断しようとするとき（抜粋））

(4) 車が近づいていないときは、速やかに横断を始めましょう。車が止まってく

れたときは、ほかの車の動きに注意し、安全を確認してから横断を始めましょう。この場合、道路を斜めに横断したり走ったりしてはいけません。

<指導のポイント>

道路を斜めに渡ることは、横断する者が左右のいずれかの交通に背面することになるほか、道路にいる時間が長くなるので危険です。

少し遠回りになっても、安全な横断施設（横断歩道、歩道橋等）を利用するようにしましょう。

⑤ **ただし じてんしゃの いすのたかさは じてんしゃに またがったときに りょうほうのあしさが じめんにつくたかさである。【○】**

A：自転車にまたがった時に、両足先が地面に着くようにサドルの高さを調節しましょう。

- 交通の方法に関する教則第3章第1節2（自転車の点検（抜粋））
自転車に乗る前には、次の要領で点検をし、悪い箇所があったら整備に出しましょう。

- (1) サドルは固定されているか。また、またがったとき、両足先が地面に着く程度に調節されているか。

<指導のポイント>

自転車はタイヤが2本のバランスの悪い乗り物です。

両足がつかない自転車に乗ると、いざという時にしっかり体を支えることが出来ず、倒れてしまいます。

しっかり両足先が地面につく高さにサドルを調節して自転車に乗りましょう。